

くまもと在宅医療・介護ネットワーク検討会設置要綱

制定 平成24年3月27日市長決裁

改正 平成24年4月20日健康福祉子ども局長決裁

(設置)

第1条 在宅医療を提供する多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を図るため、くまもと在宅医療・介護ネットワーク検討会（以下「検討会」という。）を設置し、関係団体との連携と取組を推進する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 在宅医療に関わるサービスネットワークの構築に関すること。
- (2) 在宅医療に関わる情報の収集や発信、相談に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、熊本市における在宅医療に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、10名以内の委員によって組織する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護関係者
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を総理するものとする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時はその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉子ども局医療政策課及び高齢介護福祉課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。